

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く)及び無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。
- ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法の償却を行なっております。

(2) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③役員賞与引当金は、役員の賞与支給に備え支給見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込み額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その全額を発生年度に処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ⑤役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

(3) その他の計算書類作成の為の基本となる重要な事項

- ①消費税等の会計処理については税抜方式によっております。
- ②連結納税制度を適用しております。
- ③表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)

を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

